

令和2年度 障害者支援施設青松苑事業計画

障害者支援施設青松苑は、施設入所支援、生活介護、就労継続支援B型を実施する事業所として、利用者個々のニーズに応じたサービスの提供体制を整備するとともに、利用者の方が、快適な環境のもとで、個人の尊厳と意思決定を尊重したうえで、個別支援計画に基づき質の高いきめ細かな福祉サービスを提供していきます。さらに、福祉サービスの提供にあたっては、法律を遵守し、利用者の障害特性等に応じた適切な支援と多様化するニーズに対応した専門的サービスを提供するために、「福祉ビジョン2018改訂版」及び「社会福祉法人けやきの村事業計画」に基づき、それぞれの分野で次の事業を行います。さらに、利用者へのサービス向上のために、夜間体制、医療面における看護体制等の人員配置に関する課題に向けて取り組んでまいります。

1, 実施する事業と目的

(1) 生活介護

利用者個々のニーズに応じて、その人らしい自立した日常生活又は社会生活を健康で楽しく、安心して営むことができるよう、健康管理、食事の提供、入浴サービス、排泄及び創作的活動、生産活動の機会の提供等各種の日中プログラム及び日常生活能力の維持・向上を目的とした支援等の便宜を適切かつ効果的に行います。

(2) 就労継続支援B型

利用者の就労意欲を十分に尊重し、その人に合った就労の機会を提供し、工賃向上を図るために作業の開拓に努めます。さらに、生産活動の場とその他の活動をとおして、社会生活に必要な知識及訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行います。

(3) 施設入所支援

利用者が健康で安心して生活ができるよう住環境の整備を図りながら、日中活動と併せて、夜間等において心地よい場を提供し、その人らしい生活を営むことができるよう、入浴、排泄及び食事の介護等の便宜を適切かつ効果的に行います。

2, 運 営 管 理

(1) 施設は、契約に基づいた利用者本位の支援の提供を基本とするとともに、利用者への情報の提供、苦情解決、サービスの評価等社会福祉法に基づく適正なサービスの提供と質の向上を図るため、体制の整備と職員一人ひとりの自己研鑽により、利用者のニーズに十分応えられる施設運営、職員像の形成に努めます。

(2) 施設は、サービス利用計画に基づく支援計画を定め、利用者の人権に配慮したサービスを提供し、虐待の防止に向けた具体的な取り組みと体制整備に努めるとともに、職員倫理綱領、職員行動指針の遵守と利用者の人権擁護に努めます。また、利用者が差別と感ずることや障壁を除去するために必要な合理的配慮の提供に努めます。

(3) 施設は、利用者の立場に立った施設支援を提供するものとします。また、できる限り居宅に近い環境の整備と保全に努め、地域や家庭との結びつきを重視した支援を行い、市町村のほか関連施設、保健医療や福祉サービス事業者との密接な連携に努めます。

(4) 施設は、利用者一人ひとりについて適切なアセスメントを行い、利用者のニーズに基づいた利用者の生活の質(QOL)を高めることに重点を置く個別支援計画を策定し、日常生活支援、相談支援、社会的活動支援、必要な訓練及び介護の効果的なサービスの提供に努めます。

(5) 施設は、安心・安全なサービスが提供できるよう、アクシデントやインシデントの要因分析と対

策の実施と危機管理体制を強化し、サービス提供過程における事故の未然防止に努めます。また、インフルエンザ等感染症予防のための適切な対策を講じます。

- (6) 施設は、利用者の社会参加、地域住民との交流、地域との連携を深めるとともに、ボランティアの積極的な活用と受け入れ体制を整備し、社会、地域との交流促進に努めます。
- (7) 施設は、地域に開かれた施設とするために、災害時に被災者の安全・安心を確保し、福祉避難所としての支援体制を整備しながら地域防災拠点機能の整備に努めるとともに、地域行事への参加や地域との連携を深める社会交流機会や活動の幅を広げるよう努めます。
- (8) 施設は、質の高いサービスを提供するために、障害者支援の専門性や技術等の向上のため、各種研修会等への参加はもとより施設内研修会、OJT、OFF-JT及びSDSの充実により職員の資質の向上に努めます。

3. 諸 会 議

障害者支援施設青松苑における会議・委員会機構図により、それぞれの会議及び委員会を随時または定期的で開催し、社会福祉法人けやきの村委員会と連携しながら、適切な施設運営並びに適切なサービスの提供に反映させていきます。

4. 生 活 支 援

- (1) 利用者個々の課題やニーズを明確に把握し、個々の利用者の意向にそった個別支援を行うため内容の充実を図り、集団生活、余暇活動、生産活動など様々な社会資源を活用して、利用者が地域生活を身につけ、充実した豊かな生活が送れるよう目標を設定して実践します。
 - ①利用者の意思と尊厳を保持し、人権やプライバシーに配慮した対応・支援を行い、利用者のニーズに沿った支援に努めます。
 - ②利用者及び家族の意向、ニーズに沿った個別支援計画を策定し、それに基づくサービスの提供と再評価を行い、より利用者の意向に沿ったサービスが提供できるように努めます。
 - ③利用者の意向に添い、自立した社会生活がおくれるように支援します。また高齢化する利用者の健康を維持するために、毎日の健康活動の充実に努めます。
 - ④障害の重度化・高齢化によりADLが低下している利用者について、身体機能の維持・向上や歩行訓練等のハビリテーション活動の充実に努めます。
 - ⑤グループワーク等の場を活用し、対人関係におけるマナーと円滑な人間関係が保てるよう支援します。また、利用者が苑生会活動や施設の行事計画立案に参加するなど、利用者主動となる支援に努めます。
 - ⑥利用者が施設内で自立した生活、望む生活のために、必要に応じて身だしなみ、洗濯、洗面、入浴、食事等の介助や支援を行います。
 - ⑦日中活動としてのレクリエーション・生産活動・機能維持訓練・余暇活動の充実を図り、自発的に参加する機会を提供するとともに地域社会に関われるように支援します。
 - ⑧利用者からの相談や苦情については迅速かつ適切な対応を心がけ、相談しやすい雰囲気や相談の場を提供し、相談支援の質を高めます。
 - ⑨安心・安全なサービス提供のため、火災・自然災害・防犯等の緊急時の対応のために、日頃から訓練と点検を行い安全意識の徹底に努めます。
 - ⑩地域社会との関係の維持・促進のためにガイドマップやイベント情報を提供し、地域との連携を図り、社会資源を有効に活用することにより社会参加の推進を図ります。
 - ⑪施設館内及び敷地内を禁煙とし、受動喫煙による健康被害の防止に努めます。

⑫個人情報の取扱い及び保護について徹底し、十分配慮した支援に努めます。

(2) 主な年間行事は次のとおりとします。

行 事 計 画					
4月	開苑記念日	昼の会	介護外出	避難訓練	余暇活動支援
	花見会	グループワーク	理髪	介護散歩	創作活動
5月	昼の会	介護外出	避難訓練	余暇活動支援	理髪
	グループワーク	お楽しみ会	介護外出	創作活動	
6月	昼の会	介護外出	避難訓練	余暇活動支援	理髪
	バスハイク①②	グループワーク	創作活動		
7月	昼の会	介護外出	避難訓練	余暇活動支援	理髪
	バスハイク③④	グループワーク	お楽しみ会	創作活動	
8月	昼の会	結核検診	介護外出	避難訓練	理髪
	納涼盆踊り	余暇活動支援	グループワーク	創作活動	
9月	昼の会	防災の日	グループワーク	生活習慣病健診	理髪
	けやき祭	バスハイク⑤	避難訓練	介護外出	余暇活動支援
10月	昼の会	グループワーク	避難訓練	介護外出	理髪
	芋煮会	市障害者スポーツ大会	中野地区運動会	余暇活動支援	創作活動
11月	昼の会	グループワーク	苑生会記念行事	介護外出	理髪
	福祉レク講座	余暇活動支援	避難訓練	お楽しみ会	
12月	昼の会	グループワーク	介護外出	避難訓練	理髪
	クリスマス会	作業室大掃除	創作活動		
1月	新年会	昼の会	グループワーク	成人を祝う会	理髪
	福祉レク講座	余暇活動支援	避難訓練	創作活動	
2月	昼の会	グループワーク	節分	余暇活動支援	理髪
	防災教育	ゲーム大会	利用者検診	福祉レク講座	創作活動
3月	昼の会	グループワーク	避難訓練	余暇活動支援	理髪
	お楽しみ会	ハイキング	介護外出	創作活動	

嘱託医出務：第1、第3月曜日

リハビリテーション：個々の身体状況に応じた機能維持訓練を計画的に毎日実施

介護外出：買い物、食事等のコースで実施（1、2月除く第3木曜日）

介護散歩：近隣の散歩コースを設定し実施

バスハイク・遠足：観光・食事・見学等の希望による日帰り旅行5回実施（グループ8名）

お楽しみ会：スイーツの日（年4回）

理 髪：第1、第3火曜日に実施 ※隔月1回

昼の会・グループワーク：毎月実施

余暇活動支援：創作活動、レクリエーション、訓練等を計画的に実施

口腔ケア指導：歯科口腔外科往診、歯科衛生士による指導、歯みがきボランティアの活用

生産活動：午前9時～午後3時を基本に個々の状況に応じて生産活動に参加

福祉レクリエーション：集団レクリエーション（年3回）

5, 健康管理

- (1) 利用者の健康維持のため、個々の障害程度や健康状態を把握し、定期検診を実施するとともに、嘱託医師及び関係医療機関等との連絡を密にし、疾病の予防、早期発見・治療に努めます。
- (2) 利用者自身が健康の自己管理をできるような認識を持たせること、又、健康に必要な知識・判断力を身に付けさせるよう個別及び集団指導を行います。
- (3) 高齢化・重度化に伴い、生活習慣病や合併症の予防に努め、積極的に食生活・健康相談等の助言・指導を行うとともに生活機能の減退防止のためのリハビリテーションに努めます。
- (4) 利用者の健康保持のため、環境整備・衛生管理に努めます。
- (5) 利用者の健康診断を次のとおり実施します。
 - ①体重測定： 月1回
 - ②嘱託医の診察： 月2回
 - ③結核検診： 年1回（胸部直接撮影）
 - ④生活習慣病検診： 年2回（8月：心電図、採血、生化学 3月：採血、生化学）
- (6) 歯科口腔外科往診や歯科衛生士による指導及び歯みがきボランティア等を活用して、摂食・嚥下の問題に対応し、他職種連携により口腔内の衛生状態、嚥下、咀嚼等の口腔機能の確認と改善を図ります。
- (7) 感染症予防対策に努めます。
 - ①感染症の発症及び蔓延防止の対策、日々の衛生管理の徹底、マニュアルに基づくインフルエンザ予防接種、「咳エチケット」の推進、マスク着用、うがい・手洗いの指導を行います
 - ②健康管理（睡眠・栄養・排泄）の把握と流行時期に先駆けて注意喚起を行います
 - ③環境衛生の徹底と室内環境を整えます
 - ④感染を最小限に抑えます
- (8) 利用者の心身の安定を図るため、ストレスや不安などの精神的な負担が緩和できるよう全職員で心のケアの支援に努めます。
- (9) 受動喫煙による健康被害防止の対策として、館内全面禁煙、敷地内禁煙とし受動喫煙防止のための取り組みに努めます。

6, 給食

給食は、利用者の楽しみにしていることのひとつであり、健康管理上もっとも大切なことであるので、利用者の嗜好と身体的条件や障害に配慮し、必要な栄養量を満たした、安全でおいしい食事を提供していきます。

- (1) 栄養スクリーニングにより、個々の健康状態を把握し、また栄養ケア計画を作成して、アセスメント、モニタリングの実施により個々の栄養管理、栄養相談を行います。
- (2) 献立は、十分な栄養と変化に富んだ内容とし、且つ調理にあたっては、利用者の嗜好や身体的条件による食事動作の障害を十分に配慮します。
- (3) 給食委員会を毎月開催し、利用者の希望等を献立に反映させるとともに、嗜好調査を年1回以上実施し、利用者のニーズに合った食事を提供するよう心掛けます。
- (4) 治療食については、献立、調理において対応するとともに、利用者個人に自覚を促し、栄養に関する支援を行うとともに、突発的な特別食についても体調に合わせた食事を提供します。
- (5) 献立には行事食並びに旬のものを取り入れて季節感を持たせ、盛り付けや味付けを工夫するなど変化のあるものを提供するように努めます。
- (6) 利用者の要望に基づき、選択メニュー、バイキング形式、鍋物等を積極的に取り入れ、利用者

楽しい食事を提供します。

(7) 食品の保管には十分に注意し、常に調理室の整理・整頓・清潔を心がけるとともに、保健所等の指導のもと食中毒の予防に万全を期すよう努めます。

(8) 調理に使用する食器、冷凍・冷蔵庫、厨房器具類の点検と管理を徹底します。

(9) 給食業務外部委託業者及び施設・職員との連携を密にします。

※ 主な給食計画は次のとおりとします。

月別	給 食 計 画			
4月	開苑記念日	花見会		
5月	端午の節句			
6月	旧端午の節句	バイキング		
7月	七夕	土用丑の日	アイスの日	
8月	納涼大会	バーベキュー		
9月	防災の日	秋彼岸	敬老の日	月見
10月	芋煮会			
11月	苑生会記念行事	バイキング		
12月	クリスマス会	冬至	餅つき	大晦日
1月	正月	新年会	鏡開き	七草
2月	節分	バレンタインデー		
3月	ひなまつり	春彼岸	バイキング	
その他	選択メニュー〔月4～5回〕 鍋物の日〔年3回〕 バイキング〔年3回〕 バーベキュー〔年1回〕 食品自主点検〔年1回〕 検便〔月1回〕 厨房内大掃除〔年2回〕 ※給食業務＝外部委託 ※防鼠・防虫施行管理業務＝月1回委託			

7. 就 労 支 援 (生産活動)

(1) 利用者が作業を通して社会経済活動に参加し、喜びと生き甲斐を感じることができる働く場としての機能を有するとともに、就労に必要な知識及び作業意欲の向上・維持を図ります。作業種目については、年齢や健康面に配慮して、利用者個々の能力や障害程度に応じて選定し、作業時間や作業量が負担とならないよう配慮し、次の重点目標を定め就労支援を実施します。

- ①協力企業と連携し、地域の実情や景気の動向を把握し、受注の安定確保に努めます。
- ②信頼される品質管理と効率よい作業工程の管理に努め、納期を厳守することに努めます。
- ③作業の開拓を常に心がけ利用者の個々の能力に対応できる幅の広い作業の確保に努めます。
- ④不良品が発生した場合、速やかに要因除去の対策を講じます。
- ⑤安全対策、不測の事態、バリアフリーに対応した働く場としての環境作りに努めます。
- ⑥工賃向上の目標値を設定するとともに、生産性向上を図るための改善に取り組みます。
- ⑦清潔、整頓を徹底し、働きやすい事業所の環境作りに努めます。

(2) 工賃は、利用者の社会参加の在り方を示す重要な指標であり、工賃の向上は必要不可欠のものであるため、工賃向上の目標値(平均工賃月額 20,000 円以上)の実現に向けて、現状の課題の分析、工程の見直し、作業の確保等安定的な運営に資するための具体的方策、計画に基づく業務を実行し、利用者の働く意欲の向上につながるよう努めます。

(3) 委託加工部門の作業は次のとおりとします。

①ヘルメット加工

ヘルメットの顎バンド、RA バンドの組み立て加工は、人体の安全を守るための規格に沿った作業工程であることを理解し、作業指示書による作業を徹底し、品質の確保と作業工程の効率化に努めます。

②ハーネス加工

作業標準・作業指示書による作業の進め方を徹底し、品質の向上と納期の厳守に努めるとともに材料管理・一次検査等すべての工程を行える人材育成を図ります。

③簡易作業（肩パッド、割箸、その他スポット作業）

作業効率、納期、工賃目標などにとらわれない作業種目とし、生産活動プログラムを整備し、利用者個々の能力、生産性を生かして作業を進めるとともに、年齢・体力・健康面に配慮し、多様なニーズに対応しながら 生産活動の機会を提供するように努めます。

(4) 小規模ながらも事業所としての安定を図るために、関係機関と連携を図るとともに、情報発信とPR活動を推進し、利用者確保に努めるとともに、送迎業務についてもできる限り対応します。

8. 非常災害・防犯対策

(1) 火災・震災・水害等あらゆる災害の予防及び利用者・職員等の生命の安全並びに被害を最小限にとどめることを目的に、非常災害への危機意識・不審者等に対する防犯意識の高揚のための対策訓練及び研修を遂行します。

(2) 年2回の消防設備の法定点検と、スプリンクラーの点検、非常口、建物の定期的な安全チェックに加え、利用者の使用している電気器具の点検ならびに、事故防止のための建物の巡視を日常的に実施し、事故発生の絶無と事故防止の徹底を図ります。

(3) 火災・震災・水害等の非常災害時には、青松苑消防計画に基づき、利用者、職員が迅速かつ適切な避難行動がとれるよう訓練の充実を図るとともに、法人内施設と連携を取りながら、地域消防団、地域の防災協力者の方々の協力を要請している緊急連絡体制が、有事の際、速やかにかつ有効に機能するよう訓練の徹底を図ります。

(4) 災害発生時に一般の指定避難所での生活が困難な高齢者及び障がい者の方を受け入れるための福祉避難所としての機能の整備と非常食等の備蓄（4日分）を図り、地域の避難所としてだけでなく東北ブロック被災施設への物資支援へ対応した体制整備を図ります。

(5) あらゆる緊急時に適切かつ迅速な行動がとれるように、職員研修・対策訓練を行います。

(6) 主な訓練等は次のとおりとします。

訓練内容	回数	備考
避難訓練・通報訓練	年11回	11回実施し、2月は防災教育を実施
総合避難訓練	年1回	消防署立会いの下で実施
夜間想定防火管理検証	年1回	夜間想定マニュアル検証を実施
地震・水害想定避難訓練	年1回	地震・水害を想定した避難訓練の実施
地域総合防災訓練（消防署立会い）	年1回	防災協力者懇談会と総合避難訓練を実施
消防設備法定点検	年2回	業者委託により実施
消防設備自主点検	毎月	防火管理者により実施
防災訓練・防災講話	年1回	消防署による火災等に関する講話の実施
設備器具・障害物点検	随時	電気器具等点検、落下物点検

災害時備品点検	随時	非常食・備品保管状況点検、消費期限等確認
福祉避難所開設訓練	随時	災害発生を想定し避難所開設の準備訓練 非常食・備蓄品の点検管理

9. 職員研修

(1) 職員研修計画書及び青松苑職場研修実施要綱に基づき、職員を各種研修会（OFF-JT）に積極的に参加させるとともに、法人内においては、新任職員研修、救急救命講習等、施設内においては必要事項の研修会（OJT）を適時実施します。また、必要に応じて先進施設の視察研修や研修の成果をフィードバックする機会等を設け、社会福祉事業従事者としての専門知識の習得と実務体験の積み重ねを通し、自己研鑽しながら成長と達成を実感できる職場環境づくりに努めます。そのためには職員一人ひとりの研修ニーズに基づいた「個別研修計画」を作成し、OJT 及び OFF-JT による将来の組織を担う人材としての専門性や資質のレベルアップとステップアップを図ります。

(2) 主な外部研修（OFF-JT）の内容は次のとおりとします。

①福島県社会福祉協議会主催研修会

- ・社会福祉施設職員生涯研修（新任・中堅・指導的・運営管理者）
- ・社会福祉施設職員現任研修（障害者施設職員・サービス管理責任者・看護等職員・栄養士）
- ・課題別専門分野研修（研修担当職員・苦情解決・リスクマネジメント・接遇）
- ・社会福祉法人施設事務職員研修会

②社会就労センター協議会（セルプ協）関係研修会

- ・東北地区社会就労センター協議会職員研修会
- ・福島県授産事業振興会職員研修会

③その他関係団体主催及び各種制度に関する研修会

(3) 法人委員会主催研修、施設内研修及び研修報告会

上記研修会のほかに、法人委員会主催の各種研修会・講習会や職員の資質の向上に役立つ内容については講師等を招き積極的に施設内研修や講習会を計画し、また、研修の成果をフィードバックするために、定期的に研修報告会を開催するものとします。

10. 施設整備等の計画（検討事項を含む）

(1) 設備・備品等の整備

- ①ギャジベッド2台（年次計画）
- ②厨房設備の更新
- ③浴室の床面修繕
- ④各所設備等の修繕（非常灯、センサーライト等）
- ⑤利用者支援の充実を図るための整備（危険箇所、施設敷地段差解消工事）

(2) 建物・環境・備品等の整備（検討事項）

- ①送迎車両の整備
- ②厨房設備（スチームコンベクション）導入検討
- ③移乗介護器等福祉用具の導入（腰痛予防・事故防止対策）
- ④空調設備、照明設備等の検討（エコへの取組み）
- ⑤利用者支援の充実を図るための環境整備
- ⑥ナースコール設備の更新（経年劣化）

生活介護支援計画

月	支 援 目 標	支 援 内 容
4月	・一年の目標を立てる	自分の目標を決める。生活にリズムと変化を付けるよう支援する。
5月	・体力増強に努める	ラジオ体操を推進する。 自主的な運動や散歩を奨励する。
6月	・食生活の意識を高める	食中毒を予防する。(手洗い励行、賞味期限の確認) 食事・間食についての正しい知識を理解する。
7月	・居室の整理整頓と環境の整備に努める	居室の整理整頓と共同で使用する場所の整理整頓を行う。
8月	・暑さに対する体調管理に努める	暑さに負けない体力づくりに努める。
9月	・健康管理の意識を高める	健康管理の意識や自己管理、健康に必要な知識、判断力を身につける。
10月	・地域社会との交流を深める	イベントへの参加や地域の人との交流を積極的に持つようにする。
11月	・余暇時間の活用に努める	趣味や興味のあることを継続して楽しみながら、新しいことに挑戦してみる。
12月	・居室の整理整頓に努める	居室の整理整頓を行い、新年を迎える準備をする。
1月	・感染症等の予防に努める	風邪・インフルエンザ・感染性胃腸炎を予防するため、うがいや手洗いを励行し、体調の変化に気を付ける。
2月	・心の健康に努める	レクリエーション、ゲーム大会等の余暇活動に積極的に参加して、楽しみ、気分転換を図る。
3月	・一年間の反省をする	一年を振り返り、新年度の目標を決める。

就労継続支援 B 型支援計画

月	支 援 目 標	支 援 内 容
4月	・一年の目標を立てる	支援目標を確認し、利用者のニーズに沿ったサービスを提供する。
5月	・作業環境を整備する	整理・整頓の実施、作業の効率化のために治具の見直しと改良を心がける。
6月	・生活のスキルを高める	生活リズム、食事、体調管理、身だしなみ、積極的に作業へ取り組めるよう働きかける。
7月	・就労の場でよい対人関係を構築する	挨拶、言葉づかい、協調性、共同作業の大切さを理解するよう支援する。
8月	・就労活動に必要な習慣を身に着ける	報告、連絡、相談等の対応力を身につけられるよう指導する。
9月	・健康管理の意識を高める	基礎的な体力、健康管理の意識や自己管理ができるよう支援する（ラジオ体操の推進）。
10月	・地域社会との交流を深める	各種行事への参加と地域等と交流を図れるよう支援する。
11月	・作業に対する責任感を養う	作業に対する責任感、作業内容の正しい理解ができるよう支援する。
12月	・納期に対する意識を持つ	時間のロスをなくし効率的に作業ができるよう支援する。
1月	・インフルエンザ等の予防・感染防止に努める	風邪・インフルエンザ予防のための手洗い、うがい等の健康管理、感染防止を徹底する。
2月	・心の安定に対する意識を持つ	気分転換を図るなどして安定した気持ちで作業に臨めるよう支援する。
3月	・一年間の反省をする	1年間を振り返り、新年度の目標を設定する。

